

岡山県ペタンク連盟 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、岡山県ペタンク連盟（以下「本連盟」という。）が、設立されて以来ペタンクの普及振興に著しく貢献したものの表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号に該当するものについて行う。

(1) 功労賞

- ① 本連盟の役員及び市町村協会・クラブの役員として、長年にわたり普及振興に功績のあった者
- ② 優秀選手の育成指導に特に功績のあった者
- ③ 多額の金品を寄附し、本連盟の普及振興に寄与した者及び団体

(2) 優秀選手賞

- ① 本連盟主催の県規模大会で優勝を通算5回以上達成した者
- ② 日本連盟主催の全国規模大会で優勝を通算3回以上達成した者
- ③ (オリンピック競技会)、世界ペタンク選手権大会及びこれらに準ずる大会で8位以内に入賞した者
- ④ アジア競技会、アジアペタンク選手権大会及びこれらに準ずる大会で4位以内に入賞した者

(3) 特別賞

本連盟の普及振興に特に顕著な功績のあった者

(表彰の方法)

第3条 表彰は毎年1回行うものとし、表彰状及び記念品を授与する。

(追 彰)

第4条 被表彰者が死亡した場合は、追彰することができる。

(決定方法)

第5条 被表彰者の推薦は、本連盟又は市町村協会・クラブが行い、理事会で審査決定し、会長が表彰する。ただし、自己若しくは自己の所属する市町村協会・クラブ4役に関する審査には、出席できないものとする。

(感謝状)

第6条 第2条に定めるもののほか、会長が必要と認めるときは感謝状を贈呈することができる。

(細 則)

第7条 この規定に定めるほか表彰に関し必要な事項は、会長が別に定めることとする。

附則 この規程は、令和2年4月19日から施行する。

表彰規定細則

1. 功労賞の対象になる役員は、本連盟の役員及び各支部協会・クラブの規約等について定められた4役で、役員として10年以上在任した者をいう。(施行日以前の役員歴も含める)
【4役例示】正副会長、正副理事長、常任理事、事務局長、事務局次長
2. 功労賞の①及び②の表彰、優秀選手賞の①及び②の表彰は、1回限りとする。
3. 表彰対象期間は、当該年度4月1日から翌年3月31日までとする。
4. 推薦期間は、2月1日から3月31日までとする。
5. 支部協会・クラブからの推薦は、当該組織の理事会で承認された者とする。
第2条(1)①に定める支部協会・クラブの4役以外の推薦は、本連盟事務局長が行うものとする。
6. 推薦は、別紙推薦書により申請するものとする。
7. 表彰時期は、原則として翌年度4月の総会又はそれにふさわしい場を設けて行う。
8. この細則は、本連盟の設立の日から施行する。

表彰者（団体）推薦書

令和 年 月 日

岡山県ペタंक連盟
会長 様

推薦団体名 _____

推薦者 _____ 印

岡山県ペタंक連盟表彰規程に基づき _____ を次のとおり推薦いたします。

記

- 1 氏名（団体名）及び生年月日
- 2 住所及び連絡先
- 3 推薦理由
- 4 参考（役員経歴他）

※推薦複数の場合はコピーしてください。